

○佐賀県警察通信指令に関する訓令

平成22年4月1日

本部訓令第6号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 通信指令課の運用（第4条・第5条）
- 第3章 警察署通信室の運用（第6条—第8条）
- 第4章 無線自動車等に対する指令及び措置（第9条—第11条）
- 第5章 人材育成等（第12条—第14条）
- 第6章 補則（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、佐賀県警察が行う警察通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通信指令課 生活安全部通信指令課をいう。
- (2) 警察署通信室 警察署に設置した通信室をいう。
- (3) 警察通信指令 110番通報その他の緊急通報に対して通信指令課及び警察署通信室（以下「通信指令課等」という。）が行う受理、指令、手配、通報及び情報の集約並びに無線通話の統制をいう。
- (4) 無線自動車等 無線機を装備した警察用車両、船舶及び航空機をいう。
- (5) 緊急配備事件 佐賀県警察の緊急配備等に関する訓令（平成21年佐賀県警察本部訓令第15号。以下「緊急配備訓令」という。）第4条に規定する事件をいう。
- (6) 緊急事件 緊急配備事件以外の事件、事故、突発的な災害等で警察官の速やかな現場臨場を必要とするものをいう。
- (7) 初動警察活動 事件事故に即応した多種の警察力による応急的かつ一時的な警察活動をいう。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(警察通信指令の基本)

第3条 警察通信指令に従事する者(以下「指令従事者」という。)は、警察各部門間の連携の確保に努め、常に冷静沈着な状況判断に基づき、迅速かつ的確な初動警察活動に資するよう配意しなければならない。

第2章 通信指令課の運用

章名…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(通信指令課)

第4条 通信指令課においては、警察署通信室と緊密な連携を図り、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 警察通信指令に関すること。
- (2) 消防署その他関係機関(団体)に対する通報及び協力依頼に関すること。
- (3) 警察通信指令に関する指導教養(訓練を含む。以下同じ。)に関すること。
- (4) 警察通信指令支援システムの運用、導入等に関すること。
- (5) 無線機器等の管理及び運用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。

見出し…改正・本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(通信指令課長の任務)

第5条 通信指令課長は、前条に規定する活動を統括する。

- 2 通信指令課長は、緊急配備事件又は緊急事件(以下「緊急配備事件等」という。)を認知したときは、緊急配備訓令に規定する措置のほか、警察官及び無線自動車等の派遣等の必要な初動的措置をとるものとする。
- 3 通信指令課長は、前項に規定する措置をとった後、事後の指揮について主管課長又は所轄警察署長に引き継ぐものとする。
- 4 通信指令課長は、通信指令課の勤務員(以下「指令課勤務員」という。)を指揮・監督し、警察通信指令に関する指導教養を行うものとする。

見出し…改正・本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(通信指令官)

第5条の2 通信指令課に通信指令官を置き、警部をもって充てる。

- 2 通信指令官は、通信指令課長の命を受け、第4条に規定する活動をつかさどり、部下職員を指揮・監督するとともに、通信指令課長が不在のときは、前条の措置をとるものとする。

本条…追加 [平成23.5本部訓令7]

(通信副指令官)

第5条の3 通信指令課に通信副指令官を置き、警部補をもって充てる。

2 通信副指令官は、通信指令課長の命を受け、通信指令官を補佐し、部下職員を指揮・監督するものとする。

本条…追加 [平成23.5本部訓令7]

第3章 警察署通信室の運用

(警察署通信室)

第6条 警察署通信室においては、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 警察署における警察通信指令に関すること。
- (2) 通信指令課に対する緊急配備等の要請及び当該警察署の管内における緊急配備に関すること。
- (3) タクシー会社、交通機関の事業者等に対する手配及び協力依頼に関すること。
- (4) 警察署における警察通信指令に係る指導教養に関すること。
- (5) 無線機器等の管理及び運用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(通信責任者)

第7条 警察署通信室に通信責任者を置き、警察署の地域課長をもって充てる。ただし、夜間及び休日は、宿直主任をもって充てる。

(通信責任者の任務)

第8条 通信責任者は、第6条に規定する活動を統括する。

2 通信責任者は、緊急配備事件等の発生を認知したときは、警察署通信室の勤務員を指揮し、第6条に規定する活動を行うほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 警察署通信室に必要な人員を増強するなどの警察通信指令態勢の確立
- (2) 事件、事故等に係る警察署の主管課との緊密な連携
- (3) 通信指令課の指令を補完するための署活系による具体的な指令等

3 通信責任者は、迅速かつ的確な緊急配備等を実施するため、署活系無線機を携行している勤務員の活動状況を常に把握するものとする。

4 通信責任者は、平素から警察署員に対し、警察通信指令に関する指導教養を行うものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

第4章 無線自動車等に対する指令及び措置

(無線自動車等に対する指令)

第9条 通信指令課は、緊急配備事件等の発生に際し、初動警察活動上必要があると認めるときは、管轄区域にかかわらず、すべての無線自動車等に対して、その管轄区域にかかわらず、指令を行うことができるものとする。

2 警察署通信室は、緊急の場合には、通信指令課に対して、他所属の無線自動車等の応援を要請することができるものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(指令に対する措置)

第10条 無線自動車等の勤務員は、現場出動等の指令を受けたときは、直ちに現場に臨場する等の必要な初動警察活動を行うものとする。

(追跡活動時の指令等)

第11条 無線自動車等の勤務員が緊急走行により逃走車両を追跡する場合は、通信指令課にその状況を即報するとともに、その後の逃走状況等を逐次、報告するものとする。

2 通信指令課は、前項の報告を受けた場合は、緊急配備等の発令、応援車両の指定等、所要の措置を講ずるとともに、当該無線自動車等に対する明確な指示を行い組織的対応を徹底するものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

第5章 人材育成等

(選抜及び登用)

第12条 通信指令課長は、警察通信指令の専門性を踏まえ、警察通信指令についての適性を有する者の選抜及び登用の促進に努めるものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(人材の育成)

第13条 通信指令課長及び警察署長は、指令従事者等に対し、職場教養、学校教養等により、警察通信指令に係る専門的な知識及び技能に関する指導教養を積極的に推進し、人材の育成に努めるものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(広域通信指令のための連絡等)

第14条 他の都道府県警察に関連する警察通信指令については、当該警察と緊密な連絡を保

ち、相互に協力しなければならない。

- 2 通信指令課長及び警察署長は、警察通信指令に関し、関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

第6章 補則

(事前の情報提供)

- 第15条 主管課長は、初動警察活動に資するため、事件、事故等の発生状況等を通信指令課に通報するものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

(勤務日誌等の作成)

- 第16条 通信指令課においては、勤務日誌(様式第1号)及び110番受理日報(様式第2号)を作成するものとする。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令3]

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 佐賀県警察通信指令業務の運用に関する訓令(平成14年本部訓令第9号)は、廃止する。

附 則 (平成23年3月31日本部訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月25日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第16条関係)

勤 務 日 誌

(供覧)

月 日 曜							
天候							
勤 務 区 分 ・ 勤 務 者	当 直	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
	非 番						
	週 休						
	日 勤						
	その他 年休等						
指 示 事 項 等							
取 扱 事 案							
そ の 他							

様式第2号(第16条関係)

110番受理日報

										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)
										(供覧)

様式第 1 号 (第16条関係)

様式第 2 号 (第16条関係)